

簡易公募型競争入札方式(総合評価落札方式)に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成 28 年 8 月 9 日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 米原吉彦

1. 業務概要

- (1) 業務名 佐伯港岸壁基本設計
- (2) 業務内容 本業務は、佐伯港岸壁の基本設計を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 29 年 2 月 28 日まで
- (4) 本業務は、簡易公募型競争入札方式に準じた手続きにより参加希望者を公募し、入札参加者を選定する業務である。
- (5) 本業務は、技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 85 条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)又は予決令第 85 条の基準に準じて九州地方整備局(港湾空港関係)が予定価格 100 万円以上 1,000 万円以下の業務に定めた価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する総合評価落札方式においては、技術提案等の確実な履行の確保

を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(6) 本業務は、低入札価格調査を経て契約した業務等（「調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した場合」を含む）について、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無にかかわらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける試行業務である。

(7) 本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

技術提案書の提出者は、1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は 2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

2) 九州地方整備局(港湾空港関係)における平成 27・28 年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格 A 等級の決定を受けていること。なお、当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出

することができるが、参加表明書の提出の時に、当該資格の決定を受けていなければならない。

3) 九州地方整備局から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(入札説明書参照)

2) 設計共同体

1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成28年8月9日付け九州地方整備局副局長)に示すところにより九州地方整備局副局長から佐伯港岸壁基本設計に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の決定を受けている者であること。ただし、設計共同体としての資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、参加表明書の提出の時に、当該資格の決定を受けていなければならない。

(2) 入札参加者を選定するための基準

次のものを勘案するものとする。

1) 当該部門(港湾及び空港部門)のコンサルタント登録、業務実績、業務成績、表彰の有無

2) 配置予定管理技術者の経験及び能力

資格等、業務実績、業務成績、表彰の有無

3) 事故及び不誠実な行為による措置状況

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内であつて入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。また、上記ただし書きは、品質確保基準価格を設定する業務契約においても適用する。

2) 国の支払の原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

3) 上記において評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点の配分点は 60 点とする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

3) 技術評価点の算出方法

技術提案書等の内容に応じ、下記 I、II、III の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。ただし、III については本業務の予定価格が 100 万円以上の場合に評価項目とする。なお、技術評価点の配分点は 60 点とする。

I. 配置予定技術者の経験及び能力

II. 実施方針

III. 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の配分点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (I に係る評価点) + (II に係る評価点) × (III の評価に基づく履行確実性度)

(3) 技術評価点を算出するための基準

各評価項目について評価基準に基づき技術点を与える。(入札説明書参照)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒874-0919 大分県別府市石垣東 10-3-15

九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所 品質管理課

電話 0977-21-0171 F A X 0977-27-0082

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

1) 入札説明書を電子入札システム及び入札情報サービスにより交付する。
交付期間は平成 28 年 8 月 9 日(火)から平成 28 年 9 月 8 日(木)(最終日は
16 時 00 分まで)。

入 札 情 報 サ ー ビ ス ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス
<http://www.pas.y.sk.nilim.go.jp/>

2) 上記 1)に対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、
上記(1)の担当部局において交付する。なお、事前に電話連絡すること。交
付期間は上記 1)と同じ。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期限 : 平成 28 年 8 月 19 日(金)16 時 00 分

2) 提出場所 : 上記(1)に同じ。

3) 提出方法 : 1) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が 3MB を超
える場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残る
ものに限る)すること。

2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る)すること。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

発注者から指名を受けた者は、以下により技術提案書を提出することができる。

- 1) 提出期限 : 平成 28 年 9 月 8 日(木)16 時 00 分
- 2) 提出場所 : 上記(1)に同じ。
- 3) 提出方法 : 上記(3)に同じ。

(5) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- 1) 入札書の締切日時 : 平成 28 年 9 月 26 日(月)14 時 00 分
- 2) 入札書の提出方法 : 1) 電子入札対応の場合 電子入札システムにより提出すること。
2) 紙入札方式による場合 持参すること。

- 3) 提出場所 : 上記(1)に同じ。

4) 開札の日時及び場所

開札は、平成 28 年 9 月 27 日(火)9 時 30 分、九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所 入札室にて行う。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 技術提案等(履行確実性の審査に必要な部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある(入札説明書参照)。

(5) 第三者照査の実施

予定価格が1,000万円を超え、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格(「調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格」を含む)で契約した場合、第三者照査を実施する。

(6) 手続における交渉の有無 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(9) 詳細は入札説明書による。